

1 薬局における賃上げ・物価上昇に対する支援給付金事業について

Q1 事業の目的は。

保険薬局が賃金・物価上昇の影響を受けている状況を踏まえ、従事者の処遇改善及び薬局における経営の改善に向けて、薬局の経営状況も踏まえつつ、薬局が物価を上回る賃上げを実現するとともに、保険調剤等に必要な経費に係る物価上昇への対応を図るため、薬局に給付金を支給することにより、地域医療提供体制の確保を図ることを目的とするものです。

Q2 給付金の支給額は。

所属する同一グループ内の保険薬局の数によって支給単価が異なり、詳細は次のとおりです。

なお、各給付金の申請は1施設1回限りです。

区 分	賃上げ支援事業 支給単価	物価支援事業 支給単価
所属する同一グループ内の保険薬局の数として1以上5以下 (当該保険薬局を含む。)である保険薬局	145千円	85千円
所属する同一グループ内の保険薬局の数として6以上19以下 (当該保険薬局を含む。)である保険薬局	105千円	75千円
所属する同一グループ内の保険薬局の数として20以上(当該 保険薬局を含む。)である保険薬局	70千円	50千円

「所属する同一グループ内の保険薬局の数」とは、厚生（支）局へ提出した「保険薬局における施設基準届出状況報告書」又は「特掲診療料の施設基準等に係る届出書」に記載している令和7年4月30日時点の数です。

Q3 「賃上げ支援事業」と「物価支援事業」どちらか一方のみの申請でもよいのか。また、「香川県医療・福祉施設応援金」の支給を受ける場合も申請可能か。

「賃上げ支援事業」と「物価支援事業」のうち、どちらか一方のみを申請することも可能です。

また、別に案内している「香川県医療・福祉施設応援金」の支給を受ける場合も申請可能です。ただし、「香川県医療・福祉施設応援金」は申請方法・申請先が異なりますので、ご注意ください。下記、ホームページをご確認ください。

<香川県医療・福祉施設応援金について>

[香川県ホームページ](https://www.pref.kagawa.lg.jp/hokenhukushi/ouenkin-r7-2-20260126.html)

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/hokenhukushi/ouenkin-r7-2-20260126.html>

<お問い合わせ先>香川県医療・福祉施設応援金コールセンター TEL:087-887-0832

Q 4 「所属する同一グループ内の保険薬局の数」は香川県内のみの数か。

「所属する同一グループ内の保険薬局（いわゆるチェーン店）」が県外にも存在する場合は、その県外の保険薬局も含めた全国の数です。

Q 5 支給された給付金の用途制限は。

（賃上げ支援事業）

支給された給付金は、その全額を保険薬局の従事者の賃金改善に充てなければなりません。

賃金改善に使用したことを確認するため、令和8年夏頃に「賃金改善報告書」を県に提出していただきます。「賃金改善報告書」の記入様式及び締め切り等については、改めてお知らせします。

（物価支援事業）

用途制限はありません。また、実績報告も不要です。

Q 6 同一グループ内の保険薬局は10店舗あるが、まずはそのうち5店舗の賃金改善を実施したい。その場合、給付金の支給単価はどうか。

同一グループ内の保険薬局の一部店舗で賃金改善を行う場合も、支給単価は変わりません。厚生（支）局へ提出した「保険薬局における施設基準届出状況報告書」又は「特掲診療料の施設基準等に係る届出書」に記載している令和7年4月30日時点の保険薬局数に応じた支給単価となります。

2 給付金の支給対象者・支給対象施設について

Q7 給付金の支給対象者は。

- ・ 令和8年1月1日において、香川県内において保険薬局の事業を行っている薬局開設者であること。
- ・ 申請時点で令和8年1月2日以降に事業を休止又は廃止する予定でないこと。

【対象外】

次のいずれかに該当する者が設置する施設は対象外です。

欠格事由	賃上げ 支援事業	物価 支援事業
(1)国、地方公共団体	○	○
(2)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者	○	○
(3)県税に未納がある者	○	○
(4)労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていない者	○	—
(5)労働保険料の未納がある者	○	—
(6) (1)から(5)に定める者のほか、賃上げ支援事業の趣旨に照らして適当でないこと知事が認めた者	○	○

Q8 給付金の支給対象施設は。

次に要件のすべてを満たす薬局が対象となります。

要件	賃上げ 支援事業	物価 支援事業
(1)香川県内に所在すること。	○	○
(2)令和8年1月1日において、休止又は廃止していないこと。また、申請時点で令和8年1月2日以降に休止又は廃止する予定でないこと。	○	○
(3)令和7年4月1日から申請時点までに調剤報酬請求の実績があること。	○	○
(4)令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ることを誓約すること。	○	—

Q9 施設が香川県内にあるものの、本社が香川県内でない場合、申請できるか。

本社が香川県外であっても、県内を所在地とする保険薬局が存在する場合、当該保険薬局については支給対象となります（県外の保険薬局は、本県の給付金は対象外です。）。

Q10-1 令和8年1月1日に保険薬局の新規登録を受けた。支給対象となるか。

令和7年4月1日から申請時点までに調剤報酬請求の実績があることが条件となるため、申請時点までに調剤報酬請求の実績があれば支給対象となり、実績が無ければ支給対象となりません。Q8のすべての要件を満たす必要があります。また、申請時に支給要件を満たすことの確認・誓約を行っていただきます。

Q10-2 令和8年1月1日において廃止している場合や本事業の申請時点で同年1月2日以降に廃止を予定している場合は支給対象外となりますが、廃止を予定している場合の終期はいつか。

物価支援事業は医療機関等が足元の物価高騰に対応できるよう措置したものであるため、令和8年3月31日まで運営を継続している施設は対象として差し支えありません。

他方、賃上げ支援事業は確実な賃上げに繋げることを目的としているため、令和8年6月1日以降も運営され、同年8月1日まで運営を継続している施設を対象としますが、当該施設が同年7月31日までに廃止した場合でも同一法人内の共通の給与体系の中で当該施設の職員の雇用が継続されている場合は対象として差し支えありません。

Q11 給付金の申請の後、まもないタイミングで保険薬局を営業譲渡する計画がある。営業譲渡後は新しい薬局開設者の下で保険調剤を継続する。このような場合、給付金の申請は可能か。可能な場合、給付金の申請者は譲渡前又は譲渡後のどちらの薬局開設者が申請すべきか。

本給付金の目的は、保険薬局の事業継続のための賃上げ対策又は物価上昇対策を支援するものです。質問のようなケースにあっては、状況を詳しくお尋ねしたうえで判断するので、個別にお問い合わせください。（問い合わせ先はQ32参照）

3 賃上げ（賃金改善）について

Q12 令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後の「ベースアップ評価料」の届出は絶対か。

令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後の「ベースアップ評価料」を届け出ることを誓約することが、賃上げ支援事業の給付金の支給条件となっています。本給付金を受給したにもかかわらず、「ベースアップ評価料」の届出をしない場合は、要綱で定める条件に違反するため、支給決定を取り消し、既に支給した給付金は返還していただきます。

なお、現在、保険薬局における「ベースアップ評価料」は検討中であり、今後、変更があり得ることから、保険薬局が「ベースアップ評価料」の対象とならなかった場合などの取扱いは厚生労働省医薬局総務課と協議の上、決定することとなります。

現時点の「ベースアップ評価料」の検討状況は、中央社会保険医療協議会における資料等をご確認ください。

(参考)

- ・総会（第641回）：賃上げについて（その2）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_68608.html
- ・総会（第647回）：個別改訂項目について…いわゆる短冊
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_70414.html

Q13 本給付金を原資とした賃金改善の対象者の範囲は。

薬剤師、事務職員など薬局開設者と労働契約（雇用契約）を締結している者が対象となります。常勤・非常勤は問いません。

ただし、管理薬剤師については、労働契約（雇用契約）があっても対象外です。

また、薬局開設者（法人にあっては当該法人の役員、個人事業主にあっては当該個人）も対象外です。

(対象)

- ・薬剤師、事務職員その他の従業員（正社員、パート、常勤、非常勤を問わない。）

(対象外)

- ・管理薬剤師
- ・薬局開設者（法人にあっては当該法人の役員）
- ・薬局開設者（個人事業主にあっては当該個人）

Q14-1 どのような賃上げ（賃金改善）をしなければならないのか。定期昇給でもよいのか。

本給付金を受けた保険薬局は、次に掲げるとおり、対象職員（Q13参照。以下同じ。）の賃金改善を確実に行ってください。

なお、ベースアップ（基本給又は決まって毎月支払われる手当の引き上げをいう。以下同じ。）を求めるものですので、定期昇給の原資として給付金を充てることはできません。

- ・ 原則として、給付金を活用して令和7年12月から令和8年5月までの間、対象職員のベースアップを実施するとともに、令和8年6月1日から当該ベースアップの水準を維持又は拡大すること。
- ・ 賃金表や給与規程等の変更に時間を要する場合は、令和8年6月1日から対象職員のベースアップを行うことを前提に、令和7年12月から令和8年3月までの4か月分の一時金又は特別手当を、令和8年3月までの間に対象職員に支給すること。この場合は令和8年4月及び5月のベースアップを実施するとともに、支給した一時金又は特別手当に相当する水準のベースアップを対象職員に対して令和8年6月1日から行うこと。

Q14-2 この事業におけるベースアップは、「基本給又は決まって毎月支払われる手当の引き上げ」とのことだが、具体的には給与のどの項目が相当するのか。

基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げのほか、これらに連動して引きあがる賞与分や時間外手当、法定福利費の事業主負担分の増額分も含まれます。（業績に連動して引きあがる賞与は対象外）

決まって毎月支払われる手当には、労働と直接的な関係が認められ、労働者の個人的事情とは関係なく支給される手当を含みますが、以下の諸手当は含まれません。

- ・ 月ごとに支払われるか否かが変動するような手当
- ・ 労働と直接的な関係が薄く、当該労働者の個人的事情により支給される手当（通勤手当、扶養手当等）

資格手当については、同じ職位の資格手当が以前よりも引き上がった場合は対象となりますが、昇格による個人の資格手当が増加した部分は対象外です。

法定福利費等の事業主負担分は、（基本給等＋賞与＋時間外手当の引き上げ分）×16.5%で簡便に計算することもできます。

なお、就業規則等で賃金や基本給等の引き上げ分の遡及分を翌月払いとしている場合は、翌月（令和8年1月～6月）に支払われるものを含めることも可能です。

Q14-3 時給や日給を引き上げることはベースアップに該当するか。

基本給が時給制の職員についてその時給を引き上げることや、基本給が日給制の職員についてその日給を引き上げることは、ベースアップの引き上げに含まれます。

Q15 賃上げ支援事業の給付金によるベースアップは、令和7年12月から令和8年5月までの6か月間の支援しかない。令和8年6月以降のベースアップ分の支援はないのか。

令和8年度診療報酬改定により、調剤報酬でも令和8年6月から「ベースアップ評価料」の導入が検討されています。

本事業による給付金は、当該評価料の導入に先立ってベースアップを行う保険薬局に対して令和7年12月から令和8年5月までの6か月分のベースアップ原資を支援するものです。令和8年6月以降は、当該評価料を原資としてベースアップの水準を維持又は拡大してください。

なお、現時点で「ベースアップ評価料」の対象とされている職種は次のとおりです。

- ・事務職員
- ・40歳未満の薬局の勤務薬剤師

※40歳以上の薬局の勤務薬剤師は「ベースアップ評価料」の対象に含めることは検討されていません。

Q16-1 令和8年度診療報酬改定による見直し後の「ベースアップ評価料」では、40歳以上の薬局の勤務薬剤師が対象外となっているが、本事業による給付金を40歳以上の薬局の勤務薬剤師のベースアップに充てることはできるか。

可能です。

ただし、「ベースアップ評価料」の対象とならない職種（40歳以上の薬局の勤務薬剤師）の令和8年6月以降のベースアップのための特別の財源は措置されない点にご留意ください。

Q16-2 育休中の職員は賃金改善の対象者に含まれるか。

育休の職員はベースアップ評価料の対象職員とならないため、本事業においても賃金改善の対象には含まれません。

Q17 過去にベースアップを行ったが、これに今回の給付金を充てることは可能か。

令和7年度の対象職員のベースアップについて、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0パーセントを上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0パーセントを上回る部分に本事業の支給額を充てることができます。

その上で余剰が生じている部分は必ず賃金改善に充ててください。

Q18 一旦、賃金水準を引き下げ、元の水準に戻すといった手法をとってもよいか。

不可。賃金改善を行う時点から令和8年5月までの間、賃金項目（業績等に応じて変動するものを除く。）の水準を低下させることは認められません。

Q19 一部の対象職員に本事業による賃金改善を集中させることや、同一の薬局開設者が運営する一部の保険薬局のみに賃金改善を集中させることでもよいか。

一部の対象職員に本事業による賃金改善を集中させることや、同一の薬局開設者が運営する一部の薬局のみに賃金改善を集中させることなど、著しく偏った配分はできません。

なお、薬局の実情に応じて、職種ごとに傾斜配分することは認められるものであり、例えば、賃金水準が全産業平均と比べて高い職種（例：薬剤師等）への配分額を相対的に小さくする一方、賃金水準が全産業平均と比べて低い職種（例：事務職員等）に対しては、重点的に配分することは差し支えありません。

Q20 一時金や特別手当の支払について留意点は。

一時金や特別手当は、令和7年12月から令和8年3月までの最大4か月分を令和8年3月までに支払ったものが賃金改善の内容に含まれます。

なお、例えば2月中に3月分までの一時金を支払うことも可能ですが、仮に支給を受けた職員が自己都合で3月に退職した場合、本来、3月分については返還されるべき部分となります。

一方、実際には、個々の事案ごとに、労働基準関係法令に照らして返還を求めることが可能かどうか判断されることとなりますので、一時金等の支払方法については、慎重に判断してください。

Q21 賃金改善の期間中に採用又は退職した職員への取扱いはどうなるか。

令和7年12月から令和8年5月までの間で採用した職員については、

- ・基本給や決まって毎月支払われる手当の引き上げ分は採用月から令和8年5月までの月数分
 - ・一時金や特別手当は採用月から令和8年3月までの月数分
- は本事業の賃金改善に含まれます。

令和7年12月から令和8年5月までの間で退職した職員については、

- ・基本給や決まって毎月支払われる手当の引き上げ分は令和7年12月から退職月までの月数分
 - ・一時金や特別手当は令和7年12月から退職月まで（遅くとも令和8年3月まで）の月数分
- は本事業の賃金改善に含まれます。

Q22 賃金改善報告では何を確認するのか。また、賃上げ支援事業の支給を受けて賃金改善をしない場合や賃金改善報告をしない場合はどうなるか。

本事業では、賃上げ必要な経費を予め保険薬局に補助したうえで、保険薬局がこれを活用して令和8年3月までの間に賃金改善を実施し、6月1日からベースアップを実施したことを確認します。

具体的には、「賃金改善報告書」を、別途定める様式により、別に定める期日までに県に提出していただき、給付金の全部が賃金改善に充てられたことを確認します。

本給付金を受給したにもかかわらず、賃金改善をしない場合や賃金改善報告をしない場合は、要綱で定める条件に違反するため、支給決定を取り消し、既に支給した給付金は返還していただきます。

4 給付金の申請について

Q23 申請の受付期間はいつまでか。また、給付金の支給はいつか。

申請受付期間は、令和8年2月20日（金）から令和8年3月19日（木）までとしています。

給付金の支給は、令和8年5月中旬までに完了することを予定しています。ただし、申請書に不備があり修正に時間を要した場合は、遅れる可能性があります。

- ・ 電子メールでの申請：令和8年3月19日（木）午後5時までの受信有効
- ・ 郵送での申請：令和8年3月19日（木）までの消印有効

Q24 申請書類は何が必要か。

申請区分に応じて、以下の申請書類をご準備ください。

- ①香川県薬局における賃上げ・物価上昇に対する支援給付金申請書兼請求書（別紙様式(その1)）
- ②支給対象の保険薬局の名称等（別紙様式(その2)）
- ③賃上げ支援事業申請要件確認書兼誓約書（別紙様式(その3)）
- ④物価支援事業申請要件確認書兼誓約書（別紙様式(その4)）
- ⑤振込先の通帳の写し（「金融機関名」「支店名」「預金種目」「口座番号」「口座名義人(フリガナ)」が全て読み取れるもの(通帳を開いた最初のページのコピーなど)）

【必要な提出物】

申請区分	①	②	③	④	⑤
『賃上げ支援事業』を申請する場合	○	△	○	×	○
『物価支援事業』を申請する場合			×	○	

(○：必ず必要、△：必要に応じて、×：不要)

※それぞれの申請要件を満たす場合、『賃上げ支援事業』、『物価支援事業』を同時に申請することができます。

※速やかな支給のため、電子メールによる申請を推奨します。①～④は所定の申請書様式データシート（Excelファイル）に入力。⑤は通帳を開いた最初のページの写真データ（鮮明なもの）で可。

Q25 申請書類はどこで入手できるのか。

県ホームページで公開しています。ホームページからダウンロードしてください。

[香川県薬局賃上げ・物価上昇支援給付金のページ](#)

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/yakumu/yakkyokushienkin.html>

👉香川県ホームページのトップページからページID検索「59491」できます。

ページID検索

59491



Q26 複数の保険薬局を運営している場合、保険薬局ごとの申請になるのか、薬局開設者単位（法人・個人）での申請となるのか。

薬局開設者（法人・個人）単位で、運営する保険薬局を取りまとめて1回で申請してください。

申請書は、薬局開設者（法人・個人）単位での申請が可能なように、1申請で運営する保険薬局を複数入力（記入）できるようにしています。

Q27 「責任者」、「担当者」とは誰か。

「責任者」とは申請業務における責任を負う役職員を指し、「担当者」とはこの給付金の受給に当たっての事務を直接担当する者を指します。

Q28 申請書の様式にある法人番号は、どのように調べればよいのか。

法人番号は、国税の確定申告書等に記載する13桁の番号で、一法人に一つ付番されたものです。法人番号を調べるには、次の国税庁の法人番号公表サイトから検索可能です（<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>）。

なお、個人事業主の方は法人番号がありませんので、空欄のまま提出してください。

5 申請書類について

Q29 インターネットバンキングを利用しているが、口座が分かる書類とは何を用意すればよいか。

「金融機関名」「支店名」「預金種目」「口座番号」「カタカナでの口座名義」が確認できる画面のコピーや画像データを提出してください。

ただし、画像データを提出する場合は、画像が鮮明であり内容が読み取れるものであるかどうかをあらかじめ確認しておいてください。

Q30 郵送による提出の場合、通帳を撮影した画像を印刷したものを提出してもよいか。

差し支えありません。ただし、画像が鮮明であり内容が読み取れるものであるかどうかをあらかじめ確認しておいてください。

なお、速やかな支給のため、可能な限り「電子メールによる申請」に御協力をお願いします。

Q31 申請後、記載漏れや標記誤りなどの申請内容の誤りに気付いた場合はどうすればよいか。

個別に相談に応じていますので、下記までお問い合わせください。

香川県健康福祉部薬務課

<電話番号>087-832-3305

<受付時間>午前8時30分～12時、午後1時～5時15分まで（土日祝を除く）

6 その他

Q32 給付金全般に係る問い合わせ先は。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

香川県健康福祉部薬務課

<電話番号>087-832-3305

<受付時間>午前8時30分～12時、午後1時～5時15分まで（土日祝を除く）

Q33 申請書類の到着確認や審査状況、支給日等を問い合わせたい。

個別の進捗状況をお答えすることはできません。申請内容に不備がある場合は、県から申請書に記載された連絡先にご連絡いたします。

Q34 申請書類の提出先は県でよいか。また、申請書類は持参により提出できるか。

提出先は県です。電子メール(又は郵送)で受け付けています。

電子メール提出の場合、担当者は「1 申請者情報」の「責任者」欄に記載したメールアドレスも宛先追加することが必須です。申請書の裏面【電子メール提出時の注意事項】を参照してください。

なお、持参での提出は受け付けておりません。電子メール(又は郵送)による申請をお願いします。

(電子メールの場合)

件名：『【〇〇〇(申請者名)】薬局賃上げ・物価上昇支援給付金申請』

E-mail： sienkinyaku@pref.kagawa.lg.jp

※給付金を速やかに支給するため、可能な限り電子メールでの申請に御協力をお願いします(Excelファイルでの申請を優先して支払い処理を進めます。)。

※申請書は県ホームページ(Q25参照)から申請書様式データシート(Excelファイル)をダウンロードしてください。

(郵送の場合)

〒760-8570 (専用番号のため住所記載不要)

香川県健康福祉部薬務課 薬局賃上げ・物価上昇支援給付金担当

※ 簡易書留、レターパックプラスなどの送達を確認できる方法で送付してください。また、消印が確認できる方法で送付してください。

(その他注意事項)

※ 現在、別に案内している『令和7年度香川県医療・福祉応援金』事業とは、申請方法、申請先が異なります。申請書提出の際は、十分にご注意ください。

Q35 同様の趣旨の給付金を他団体(国、市町等)から受けている、又は受ける予定があるが、この給付金を受給することはできるか。

他団体からの同趣旨の給付金の受給(予定を含む。)の有無に関わらず、本給付金を受給することが可能です。ただし、本給付金の支給対象者等に係る要件はQ7及びQ8に示したとおりです。

また、令和7年度に香川県医療・福祉施設応援金の支給を受けている場合(又は受ける予定である場合)でも、この給付金を重ねて受給できます。

Q36 本給付金の税務上の取扱いは。課税対象となるか。

この給付金は、税務上、益金（個人事業主の場合は総収入金額）に算入され課税対象となる可能性がありますので、詳細については税務署にご確認ください。

Q37 給付金の申請について、県から電話照会が行われることはあるのか。

あります。

申請書に不備があった場合、修正をお願いするために香川県健康福祉部薬務課から連絡することがあります。

問い合わせをする場合は、

<電話番号>087-832-3305（※）の番号からになります。

なお、給付金の申請にあたって、申請者から県へ前金等の支払い・振り込みを求めることは絶対にありません。特殊詐欺にはご注意ください。

※ 状況により、『香川県健康福祉部薬務課』の上記以外の番号から連絡する場合があります。

※FAQ（よくある質問）は、質問内容に応じて更新する場合があります。